

働きたい方を応援します！

しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん
障がい者就業・生活支援センター 「さんわ」

「さんわ」は、障がいのある方の職業生活の自立を図るために、
地域の関係機関等と連携しながら、就労に関する相談・支援を行っています。

◎ 対象者は？

桐生市・みどり市にお住まいの、就労に向けた支援・就労中の支援を希望する障がいのある方が対象です。

◎ 相談受付は？

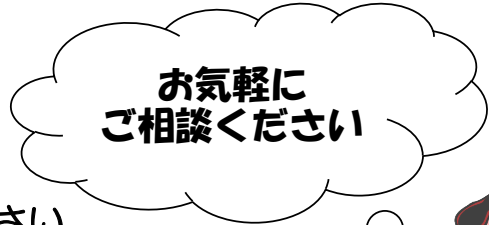
相談は随時受け付けております。

まずはお電話・FAX・メールでご連絡ください。

※ なお、来所での相談が難しい方は、訪問による相談も行います。

事前にご連絡いただき、ご相談ください。

● 個人のプライバシーは厳守いたします。



◎ 相談費用は？

相談や支援の費用は無料です。

>> 案内図 <<

開所時間

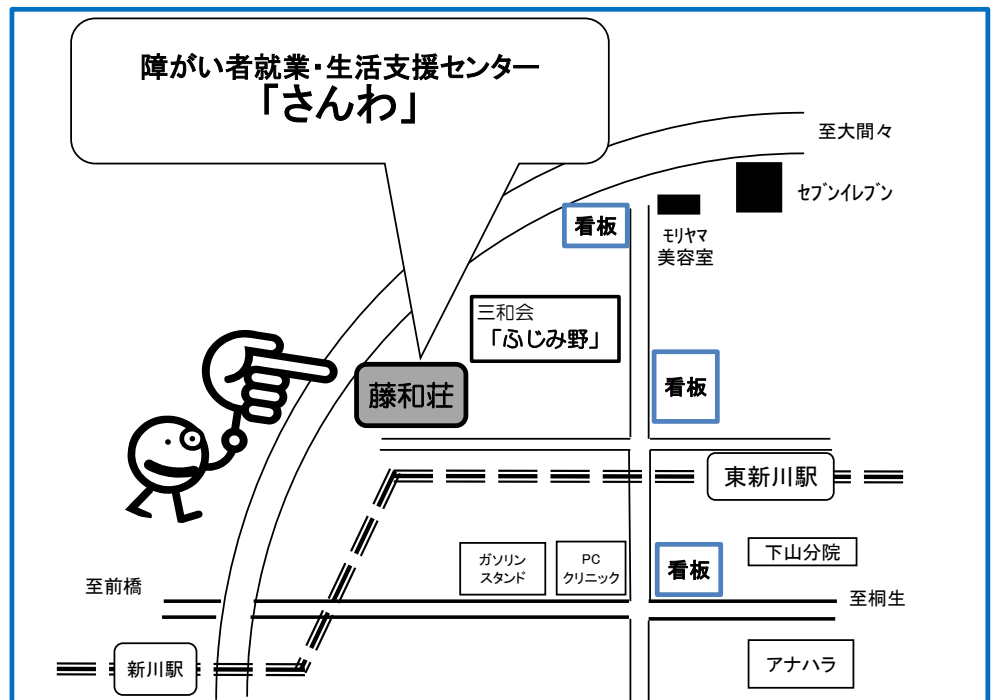
月曜日～金曜日

(8:30～17:30)

休業日

土曜日、日曜日

年末年始(12/29～1/3)



【お問い合わせ先】

しょう しょうぎょう せいかつしえん
障がい者 就業・生活支援センター 「さんわ」

〒376-0121 桐生市新里町新川3743

Tel 0277-74-6981 Fax 0277-74-6071

☆留守番電話の場合は用件を入れてください☆

E-mail: yuaicenter@athena.ocn.ne.jp



受託先

社会福祉法人 三和会 本部

群馬県桐生市新里町新川3742番地2 <http://sanwakai.net/>

就業・生活に関する支援

就労に関する支援

相談・受付

「働きたい」「職場での人間関係に悩んでいる」「仕事がなかなか覚えられない」等、**仕事に関すること**についてご相談ください。

ご本人やご家族との相談を通じて、本人の希望や障害特性を把握し、**就職に向けた支援の方向性**について検討します。

◎職業評価◎

障害者職業センターにて行います。働く上でのセールスポイントや、力を発揮できる職場環境などを理解したり、安定して働く上での支援内容・ポイントを整理します。その結果等をもとに、就職・職場適応・復職に向けて計画的に支援を行います。

基礎訓練

「就職経験の少ない方」や、「訓練が必要と思われる方」は、提携施設等での**基礎訓練**をお勧めします。訓練を通じて働く上で必要な基本的なマナーやルール等を学びます。

◎職場開拓◎

公共職業安定所（ハローワーク）の求人情報等を基にお仕事探しのお手伝いをします。

職場実習

実際に職場でお仕事を体験させていただき、仕事として継続することが可能かどうか確認します。それと同時に、会社の方にも雇用が可能かどうか実習期間中に確認していただきます。

就職後の職場定着支援

就職後も長く仕事を続けられるようサポートします。また、定期的に職場訪問等を行い、職場に適応が出来るよう継続的に支援を行います。

生活に関する支援

相談・受付



困ったことや心配事、お金のこと、病気のこと、人間関係のこと、住まいのこと、食事のことや買い物のことなど。

いろいろな手続きの支援



必要に応じて、役所などに一緒に行って、福祉制度やサービス利用の手続きのお手伝いをします。

その他の支援

日常的なアドバイスや急に困ったときなど、必要に応じて必要な支援を行います。

☆事業所支援☆



【採用前から採用後の職場定着まで支援いたします】

- 障害特性の説明
- 障害のある方たちの職務の提案
- 障害のある方たちの職場見学・職場実習の提案
- 採用後の職場定着のための支援
- 各種制度(職業訓練・助成金等)の情報提供

～職場実習について～

- ・実際に職場で仕事を体験させていただき、企業・本人双方が就労可能かどうか、確認していただきます。
- ・実習期間中は、「さんわ」の支援ワーカーが状況に応じて実習先を訪問し、企業・本人双方と面談等を行い、支援を行います。
- ・実習期間中は、賃金や保険等の負担はありません。

職場実習の流れ

- ① 事業所見学・顔合わせ ⇒
- ② 実習計画書作成 ⇒
- ③ 職場実習 ⇒
- ④ 実習の振り返り

- ・実習計画書は「さんわ」で作成いたします。
- ・実習期間は3日間～2週間程度。
- ※実習の期間については、仕事の内容や実習する方の障害状況等に応じて、個別にご相談させていただきます。

障がい者雇用の進め方

S TC 障害者雇用について理解を深める

- ①障害者雇用をどのように進めたらよいか支援機関に相談する。
- ②雇用がどのように行われているか実例を参考にする。
⇒他企業の見学
⇒各種セミナーへの参加
⇒雇用事例集等からの情報収集
- ③障害のある方が、どのような仕事が出来そうかを知る。
⇒特別支援学校等を見学
⇒他企業を見学
- ④障害者雇用制度・助成制度を知る。
⇒支援機関のHP等から情報収集
⇒ハローワーク等から説明を受ける



S TC 障害のある方が従事する職務を選定する

- ①障害のある方に従事してもらう部署・職務を社内で検討する。
⇒典型的な業務の集約や外部に委託している業務の見直しなど
「出来ることは何か」という視点で検討。

S TC 雇用の前に受け入れてみる（職場実習の受け入れ）

- ①雇用の前に職場実習性を受け入れて、障害のある方の雇用の可能性を見極める。
※実習期間は、3日から2週間程度で、相談により決定。
※実習中は、支援機関がサポートする。
※賃金等の支払いは不要。
※万が一に備え、センター登録者は保険に加入。

S TC 受け入れ態勢を整える

- ①雇用形態、労働時間、賃金等の決定。
⇒支援機関等とも相談の上、労働時間等を検討することも有効。
- ②事業所内の理解を深める。
⇒担当者の配置や職員への説明、研修の実施等による不安の払拭。
※職員向けの説明・研修は、支援機関も協力します。
- ③採用計画の作成。
⇒募集人員、採用時期、採用部署の決定。
※支援機関等に相談の上、助成金等のの活用も検討。

S TC 募集・採用

- ①ハローワークへの求人票提出
- ②ハローワークの紹介により応募、選考

S TC 職場への定着

- ①職場定着のために、支援機関との相談・支援を継続して受ける。
⇒支援機関は、採用後も職場を訪問するなどして、
企業の不安や課題を解消するための支援を行います
- ②人事部門、受入部署等との連携による働きやすい職場環境づくりの継続
⇒必要に応じ、安定した雇用のための職場環境づくりを行う
「ジョブコーチ支援」等も活用

ハローワーク・県などの主催による
「障害者就職面接会」も
開催しています。
県内各地で年2回程度開催、
複数の事業所が参加しています。